

## 伊根町告示第17号

伊根町公共工事積算内訳公表要領を次のように定める。

令和4年2月18日

伊根町長 吉本 秀樹

### 伊根町公共工事積算内訳公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊根町が発注する建設工事の透明性を図るため、工事積算内訳の公表（以下「公表」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 工事積算内訳 建設工事の設計価格の算出に用いた明細書、仕訳書及び単価表並びにそれらを集計したものをいう。

(公表の対象)

第3条 公表の対象は、予定価格が130万円を超え、かつ、入札により工事請負者を決定した建設工事とする。

(公表の内容)

第4条 公表する内容は、建設工事の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等における項目ごとの数量、単位及び金額を明示した内訳書並びにその明細書、仕訳書及び単価表とする。ただし、伊根町情報公開条例（平成18年伊根町条例第12号）第7条に規定する非開示情報に該当するものは公表しない。

(公表の方法等)

第5条 公表は、様式第1号による申請又は同様式の記載内容を網羅した申請により、電子データの写しを交付する方法で行うものとする。

- 2 公表用の資料は、建設工事を発注する担当課が作成し、請負契約締結後に企画観光課へ提供するものとする。

(公表の期間)

第6条 公表の期間は、当該工事の契約を締結した日の属する年度の翌年度末までとする。

- 2 公表した工事積算内訳は、前項の公表する期間が終了した後も、1年間は保存するものとし、当該保存期間内において公表することを求められた場合には、閲覧の方法により公表することができるものとする。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に契約を締結した建設工事について適用する。

様式第1号

工事積算内訳交付申請書

年 月 日

伊根町長 様

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号 ( ) -

FAX 番号 ( ) -

〔 法人その他の団体にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

担 当 者

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

下記の工事等に係る工事積算内訳の写しの交付を申請します。

記

発注所属	
入札日	工事名

受取の方法	<input type="checkbox"/> 企画観光課で受取 <sup>*</sup> 別途 CD-R 代が必要となります。 <input type="checkbox"/> メール送信 (送信アドレス : ) <input type="checkbox"/> 郵送 <sup>*</sup> 別途 CD-R 代、郵送料が必要となります。
-------	--

(注) 交付は、電子データ (原則 PDF 形式) で行います。